

○財務省告示第三百七十七号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年十月十九日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成二十一年十一月二十七日

財務大臣 藤井 裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債	第二回	十億円	九十七円八十四銭
動・物価連債	第四回	三億円	九十二円二十九銭
〃	〃	九十五億円	九十七円九十銭
〃	〃	二十億円	九十二円三十五銭
〃	〃	二十五億円	九十二円三十七銭
〃	第五回	一億円	九十三円七十四銭
〃	第六回	二億円	九十三円五十一銭
〃	〃	三億円	九十三円五十六銭
〃	〃	四十九億円	九十三円五十七銭
〃	〃	五億円	九十三円五十九銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第十回	〃	〃	第九回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第八回	〃	〃	〃	〃	〃
二十五億円	十億円	一億円	二十億円	九億円	二十億円	十六億円	十億円	二十億円	百三十億円	九億円	十五億円	一億円	四億円	三十億円	十億円	四億円
九十三円七十六銭	九十四円六銭	九十四円四銭	九十三円九十九銭	九十三円五十四銭	九十三円五十三銭	九十三円五十銭	九十三円四十八銭	九十三円四十三銭	九十三円四十二銭	九十三円四十銭	九十三円三十五銭	九十三円六十九銭	九十三円六十六銭	九十三円六十五銭	九十三円六十三銭	九十三円六十二銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	第十六回	〃	〃	〃	〃	第十四回	〃	〃	第十二回	〃	〃	第十一回	〃	〃
十三億円	十九億円	二十億円	二十億円	二十億円	八億円	十億円	八十五億円	百二十億円	十億円	七十二億円	百六十三億円	十三億円	二十億円	二十五億円	五億円	三十億円
九十三円八十一銭	九十三円八十銭	九十三円七十六銭	九十三円七十銭	九十三円三十七銭	九十三円三十五銭	九十三円三十銭	九十三円二十七銭	九十三円二十六銭	九十三円六十九銭	九十三円六十五銭	九十三円五十七銭	九十四円十銭	九十四円五銭	九十四円二銭	九十三円八十八銭	九十三円八十四銭

合

計

円一
千二
百五
億

